

自治研究

第九十六巻 第十一號

令和二年十一月十日発行

論 説

中国法治主義と日本法治主義(二)・完

——西欧法継受の在り方の比較……………千葉大学名誉教授 多賀谷 一 照 3

地方首长選挙に「過半数」得票主義の「復活」を！(二)

——忘れられた近代日本の地方制度・その二……………明治大学名誉教授 山下 茂 24

英国のEU離脱の国民投票と国会主権、そしてEU離脱を巡る考察(二)・完

……………帝京大学教授・英国バーミンガム大学名誉フェロー 内 貴 滋 51

道府県における内部統制の検討状況(二)・完……………静岡県立大学教授 小 西 敦 63

議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察(二)

——立法事実と公益上の必要性……………明治大学大学院ガバナンス研究科教授 木 村 俊 介 84

行政上の公表の立法例(四)……………京都大学教授 仲 野 武 志 96

ドイツ連邦憲法裁判所の「忘れられる権利II」判決とEU基本権(IV)⑤

【EU法における先決裁定手続に関する研究(40)】……………橋大学教授 中 西 優 美 子 113

「行政私法」論と比例原則・平等原則の適用対象

——公害防止協定等を素材として……………京都大学特定助教 鈴 木 崇 弘 126

行政判例研究(683)……………行政判例研究会

二〇二 市立中学校の生徒がバドミントン部の練習中に熱中症

に罹患し脳梗塞を発症したことについて、学校側の損害賠償責任が認められた事例……………弁護士 藤 原 周 作 144

ドイツ憲法判例研究(334)……………ドイツ憲法判例研究会

三三四 私有地における集会の自由と基本権の私人間効力

——缶ビール・フラッシュモブ決定……………慶應義塾大学教授 小 山 剛 154